

# おしらせHOTコーナー

## 長期優良住宅維持保全状況等調査の実施

対長期優良住宅として認定を受け、工事完了から5年、10年を経過した住宅

内維持保全状況等の調査

※10月中に調査対象住宅の所有者あてに郵送で通知します。

回答期限 11月12日(金)

問開発建築課 ☎④468

## 東埼玉資源環境組合入札参加資格審査申請の追加受付

令和3・4年度に組合が発注する工事の請負や物品の納入などを希望される方は、入札参加資格審査申請をしてください。

受付期間 11月15日(月)～12月10日(金) (消印有効)

**提出方法** 申請書(11月上旬組合ホームページで入手)に必要な書類を添えて、郵送で、東埼玉資源環境組合総務課(〒343-0011越谷市増林3-2-1)へ  
問東埼玉資源環境組合総務課 ☎966-0122

## 初回献血+ラブラッド登録キャンペーン

県および埼玉県赤十字血液センターでは、9月から11月にかけて「初回献血+ラブラッド登録キャンペーン」を実施しています。

問県薬務課 ☎048-830-3635

## 埼玉県最低賃金の改正

10月1日から埼玉県最低賃金は時間額956円(引上げ額28円)となりました。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、県内で働く全ての労働者に適用されます。使用者も労働者も必ず確認しましょう。

※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。  
問埼玉労働局賃金室 ☎048-600-6205

## やしお創業塾2021

国から認定を受けた「八潮市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業です。

日11月6日・13日、12月4日・18日(各土曜日・全4回) 午後1時～5時

場八潮市商工会館大会議室  
講師 富田良治さん(中小企業診断士)

対創業を考えている方

定20人(申込順)

※今回の創業塾と八潮市商工会で行う個別相談を合計で4回以

上かつ1カ月以上の期間にわたり受けた方に対し、申請により、市で証明書を発行します。この証明書により、法人登記の際の登録免許税の軽減などの支援制度を利用することができます。

詳しくは、八潮市商工会ホームページ(<http://www.yashio.or.jp>)をご覧ください。

問窓口または電話で八潮市商工会(☎996-1926)へ

## 介護職チャレンジ!説明会

県では、介護職に興味がある方を対象に、説明会を行います。

日10月22日(金) 午後1時30分～  
場八潮メセナ・アネックス多目的ホールB

持当日面接を希望する場合は、履歴書、健康保険証

問10月21日までに、電話またはホームページから(株)シグマスタッフ大宮支店(☎048-782-

5173、<http://www.kaigo-manabu.com/>)へ

## 第三者行為でけがや病気をしたとき

国民健康保険加入者が第三者行為でけがや病気をしたときの医療費の請求についてお知らせします。

問国保年金課 ☎④214

交通事故、傷害事故、食中毒、他人のペットによる噛みつきなど、第三者(加害者)による行為の場合、保険者による保険給付はできないことから、保険証を使って診療を受けた場合には、八潮市国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、後で相手方(加害者)に医療費を請求することになります。

給付事由が第三者の行為によるとき、被害者(世帯主)は、保険者(市)に届け出が必要です。

なお、示談を済ませると、その内容によっては国民健康保険を使うことができなくなり、被害者本人に保険者が立て替えた医療費を請求することもあります。

第三者行為でけがや病気をしたときは、国保年金課へご連絡ください。

※犯罪行為、けんか、故意の事故、飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故、業務上のけがは、給付制限に該当し、国民健康保険は使えません。

## 市税等の適正な債権管理に取り組んでいます

市では、公平な徴収のため、滞納者に対する一斉催告や滞納処分(差押え)に取り組んでいます。現在、未納のある方は早急に納付いただくとともに、これから納期限が到来する税金の納期内納付にご協力ください。

なお、新型コロナウイルスの影響により収入に相当の減少があり、納付困難な方は、納税課へご相談ください。

問納税課 ☎④330

### 【令和2年度実績】

	収入済額(本税)	収入済額(延滞金)
市税	174億3,295万3千円	2,354万8千円
国民健康保険税	20億7,947万0千円	2,975万6千円
合計	195億1,242万3千円	5,330万4千円

	換価・公売額(本税)	換価・公売額(延滞金)
差押件数	849件	8,628万6千円
		1,017万3千円

## 11月は「いじめ撲滅強調月間」

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に集中的に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたら1人で悩まず相談・通報してください。

問県青少年課 ☎048-830-2907

### 相談窓口など

名称および受付日時	電話番号など
よい子の電話教育相談(24時間365日対応)	18歳以下の子ども用 ☎#7300 または ☎0120-86-3192
	保護者用 ☎048-556-0874
	電子メール相談 soudan@spec.ed.jp
	FAX相談 ☎0120-81-3192
いじめ通報窓口(小・中・高校生の「いじめ」に関する通報)	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html</a>
埼玉県警察少年サポートセンター(月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分)	少年用(ヤングテレホンコーナー) ☎048-861-1152 保護者など用 ☎048-865-4152
子どもスマイルネット(毎日(祝日、年末年始を除く)午前10時30分～午後6時)	☎048-822-7007
埼玉いのちの電話(24時間365日対応)	☎048-645-4343
さいたまチャイルドライン(毎日午後4時～9時)	子ども専用(18歳以下) ☎0120-99-7777
埼玉県こころの電話(月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時)	☎048-723-1447
子どもの人権110番(月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分)	☎0120-007-110
子どもの人権SOS-eメール	<a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a>